

大和市告示第141号

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年8月15日

大和市長 古谷田 力

大和市認定保育施設補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認定保育施設補助金交付要綱（平成27年大和市告示第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市認定保育施設事業実施要綱（平成20年大和市告示第80号）」を「大和市認定保育施設事業実施規則（令和5年大和市規則第 号）」に改める。

第2条の見出しを「（補助事業）」に改め、同条中「補助金の額」を「補助事業及び補助金の額」に、「次の各号」を「別表第1」に、「当該各号」を「同表」に改め、同条各号を削る。

第3条中「前条各号に掲げる補助金の交付を受けようとする認定施設」を「申請者（大和市認定保育施設事業実施規則第3条第1項に規定する認定事業者に限る。）」に改める。

第4条中「認定施設」を「補助事業者」に改める。

第5条中「補助金の交付を受けた認定施設（以下「補助施設」という。）」を「補助事業者」に改める。

第6条中「補助施設」を「補助事業者」に改める。

第7条及び第8条を削る。

第9条中「別表」を「別表第2」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

別表中「第9条」を「第7条」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第 1 (第 2 条関係)

区分	補助事業	補助金の額
1 保育士雇用補助金	認定施設における保育士（国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 12 条の 5 第 6 項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士を含む。）、看護師、准看護師又は保健師のいずれかの資格を有する者の雇用	1 施設当たり月額 276,000 円
2 認定施設利用補助金	保育認定子ども（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下この表において「法」という。）第 30 条第 1 項に規定する保育認定子どもをいう。）のうち、当該年度の初日の前日に 4 歳に達していないものの保護者であって、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則（昭和 62 年大和市規則第 10 号）第 14 条第 2 項又は第 3 項の規定により保育所等における保育の利用が認められていないもの（過去に当該保育の利用が認められたにもかかわらず当該保育を利用しなかった者であって、市長が別に定めるものを除く。）の受入れ	当該保育認定子ども（当該認定施設に当該月の初日に在籍している者に限る。）1 人当たり月額 10,000 円（当該認定施設が定める保育料（当該保護者が法第 30 条の 5 第 3 項に規定する施設等利用給付認定保護者の場合にあっては、当該保育料から子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）第 15 条の 6 第 3 項（同条第 4 項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）に規定する額を控除した額。次項において同じ。）の月額が 10,000 円未満である場合は当該額）
3 認定施設運営支援補助金	法第 19 条第 2 号又は第 3 号に掲げる区分の認定を受けた教育・保育給付認定保護者（法第 20 条第 4 項に規定す	当該教育・保育給付認定子ども（当該認定施設に当該月の初日に在籍している者に限る。）1 人当

	<p>る教育・保育給付認定保護者をいい、当該年度の初日の前日に4歳に達していない教育・保育給付認定子ども（同項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。）に係る者に限る。）であって、大和市小学校就学前子どもの教育及び保育に関する条例施行規則第14条第2項又は第3項の規定により保育所等における保育の利用が認められていないものの受入れ</p>	<p>たり月額10,000円（当該認定施設が定める保育料の月額が10,000円未満である場合は当該額）</p>
--	--	---

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に改正前の大和市認定保育施設補助金交付要綱の規定によってした申請、決定その他の手続（以下「申請等」という。）は、当該申請をした者が施行日の属する年度内に大和市認定保育施設事業実施規則（令和5年大和市規則第40号）第2条第2項の規定による認定を受けた場合には、改正後の大和市認定保育施設補助金交付要綱の相当規定によってした申請等とみなす。

### (大和市認定保育施設事業実施要綱の廃止)

- 3 大和市認定保育施設事業実施要綱（平成20年大和市告示第80号）は、廃止する。